

昭和二十八年一月三十日(金曜日)午前
十一時十六分開会

委員長	宮城タマヨ君
理事	平沼彌太郎君
委員	

岡田 信次君
徳川 宗敬君
小泉 秀吉君
木内キヤウ君
櫻内 辰郎君

圖書館運
營委員長
阿左美廣治君

国立国会図書館側
参事(管理部長) 中根 秀雄君

（国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支分部書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長(宮城タマヨ君) 只今より図書館運営委員会を開きます。

本日は国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましては、去る第十三国会におきまして、ほぼ同一内容の法律案が衆議院から送付されまして、説明も聴取いたしましたして、一応御審議を

○衆議院議員（阿左美廣治君） 只今議題となりました国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

国立国会図書館の行政各部門における支部図書館の設置を確認し、これら支部図書館に専任の職員を置き、その任免及び定数に關し規定するため、昭和二十四年、国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律が制定されたのであるが、その後行政部門に支部日本學術會議図書館、同じく中央氣象台図書館等の新しい支部図書館が設置され、他方昨年四月及び八月に行われた行政機構改革により、或いは電気通信省が公社となり、或いは法務府が法務省と變つたため、これに伴つて支部図書館の一部廢止、名稱の變更等の措置が行われ、更に今般自治庁及び海上保安庁にも新たに支部図書館の設置を見るに至つたので、本法の規定は現状と著しく相違を來たして参つたのであります。従つてこれらを整理すると共に、その他所要の改正を行

らお聞きいたしましたら如何でございますか。御希望がございましたらそう取計らいますが……、それではお願いいたします。

○国立国会図書館参事(中根秀雄君)
只今衆議院の図書館運営委員長から御説明いたしましたところで大体尽きておりますのでありますが、簡単な法律でございまして、大体今御説明にございまして、したのを多少敷衍いたしますと、新たに支部図書館として加えられましたのは五つございまして、支部日本學術會議図書館、それから二番目に支部調達庁図書館、三番目に支部自治庁図書館、四番目に支部海上保安庁図書館、五番目に支部中央氣象台図書館、これだけが今度改正されましたに加えられる分でございます。それから現行法律にありまして、除きます支部図書館は二つございまして、支部物産庁図書館、これは御承知のように安本に吸収されたものでございます。それから二番目に支部電氣通信省図書館、これは公社に変更されまして、従つて行政部門でなくなりましたので除かれることになります。この二つが除かれる支部図書館でございます。それから第三番目に、は名称の変更した支部図書館でございます。

ますが、その置かれてゐる部門の名称
が變りまして、つまり法務府から法務
省に變りました。従つてこの法律の下
欄のまゝに置かれてゐる部門が法務省

表の中の変更でございます。これは只今阿佐美委員長から御説明がございましたように、支部図書館の設置ではございませんので、設置のほうはその都度両院において図書館運営委員会の御承認を経まして、組織規程におきましてすでに改正済みでございます。それから組織規程によりまして設置されました、或いは廃止されました、或いは変更されました支部図書館につきましては法律上の確認がこの表によつてなされるわけでございます。その点の改正が一つ。

もう一つは、極く細かい改正でございますが、第二条中に「支部図書館長」とございますが、「支部図書館長」というのは多少正確を欠きまして、例えば大蔵省の図書館でございますと、支部大蔵文庫となっておりますので「支部図書館長」というよりも「支部図書館の長」というように改めたほうがより正確であるという意味におきまして

となりますと、一種の官名といいますが、職名といえますか、これで固定するわけでございまして、そうしますと、支部図書館長は皆何々支部図書館

長、何々支部図書館長というように発令しなければならぬのでありますが、その省の沿革、歴史によりまして、必ずしも支部図書館長と言わないで、文庫長というような表現を用いております。法律といたしましては支部図書館の長、職名、官名的に固定しないほうが正確である、こういう理由でございます。

○委員長(宮城タマヨ君) 如何でございますか。他に御質疑もなければ、質疑は終つたものと認め、これから討論に入ります。御意見のあるかは賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

別に御発言もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(宮城タマヨ君) 御異議ないと認めます。

それでは本案の採決をいたします。本案に御賛成のかたは御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮城タマヨ君) 全会一致でございませう。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。只今本案に賛成されましたかたの御署名を願います。

多数意見者署名

平沼彌太郎 岡田 信次
徳川 宗敬 小泉 秀吉
木内キヤウ 櫻内 辰郎

○委員長(宮城タマヨ君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(宮城タマヨ君) それでは速記をつけませう。次に本院規則第百四条の規定によりますと、本会議における委員長の日頭報告の内容については、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、委員会の経過及び結果を報告することとして御承認願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮城タマヨ君) 御異議ないと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。

午前十一時二十九分散会

十二月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律
国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭

和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律
第一条中「第二十条」を削る。

同条の表中

国立国会図書館支部人事院図書館

人事院

を

国立国会図書館支部人事院図書館

人事院

を

国立国会図書館支部日本学術会議図書館

日本学術会議

を

国立国会図書館支部物価庁図書館

経済安定本部
物価庁

を

国立国会図書館支部調達庁図書館

調達庁

を

国立国会図書館支部自治庁図書館

自治庁

を

国立国会図書館支部経済審議庁図書館

経済審議庁

を

国立国会図書館支部法務図書館

法務省

を

国立国会図書館支部大蔵省文庫

大蔵省

を

国立国会図書館大蔵省文庫

大蔵省

を

国立国会図書館支部郵政省図書館

郵政省

を

国立国会図書館支部電気通信省図書館

電気通信省

を

国立国会図書館支部中央氣象台図書館

運輸省

を

国立国会図書館支部海上保安庁図書館

海上保安庁

を

国立国会図書館支部郵政省図書館

郵政省

を

第二条中「支部図書館長」を「支部図書館の長」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。